

## 法テラス白書（平成25年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するために平成18年4月に設立され、今日に至るまで情報提供業務を始め民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策などの業務を着実に展開してまいりました。これは国民の皆さまと関係諸機関の方々のご支援の賜物であり心から感謝しております。

さて、この度、法テラスの活動をまとめました「法テラス白書（平成25年度版）」（対象期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）を作成いたしましたので、お届けいたします。

法テラスでは、コールセンター（法テラス・サポートダイヤル）や地方事務所において法的問題の解決に役立つ情報を無料で提供しておりますが、平成25年度にはより質の高い窓口対応・サービスの向上をめざし、法テラスが国民の皆さまにとって身近な相談窓口としてお役に立てるよう利用者の立場に立った運営を推進しております。民事法律扶助業務においては、援助審査の方法を合理化することなどにより援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を短縮し、より利用しやすい体制を整備しました。国選弁護等関連業務においては、被疑者・被告人国選等に的確に対応するため、国選弁護人契約弁護士の拡大に努めております。犯罪被害者支援業務では、お問合せ件数及び犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）の紹介が増加しています。そのほか、平成25年12月からは、犯罪被害者等が被害者参加人として公判期日等に出席した際の旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給業務」への対応も開始しました。司法過疎対策業務においては、常勤弁護士を増員するとともに、新たな地域事務所を設置するなどして、国民の司法へのアクセスの拡充に努めてきました。

また、法テラスでは、平成24年4月から「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）に基づいて、被災者の方々への法的支援に重点的に取り組んでまいりました。被災地出張所では、仮設住宅での個別訪問や移動相談車両による巡回無料相談の実施など、積極的に被災者の方々への支援に取り組んでいます。本白書の特集Ⅱでは「被災地における法的支援のニーズと課題」として被災地におけるニーズ調査から今後の被災地支援をめぐる課題を明らかにしています。

さらに、法テラス全体の共通テーマとして、「高齢者・障がい者への法的支援」への取り組みを掲げ、福祉機関との連携強化を一層推し進めるとともに、自らが法的問題を抱えていることに気付いていなかったり、意思疎通が困難であるなどの理由で、自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等が抱える問題の総合的な解決に向け、司法ソーシャルワークへの取り組みに努めております。

また、特集Ⅰでは福祉機関を始めとする関係機関との連携についての自治体の福祉担当者、研究者を交えた座談会及び事例紹介を収録しています。

法テラスでは、今後も国民の司法へのアクセスを拡充すべく法的ニーズの掘り起こしや状況の変化にいち早く対応し、国民の皆さまにとってかけがえのない存在であることができるよう努めてまいります。

この「法テラス白書」をご一読いただくことで、ぜひ法テラスの活動を知っていただきたく存じます。

今後とも、皆さまのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年12月吉日

日本司法支援センター

理事長 宮 崎 誠